**●就業規則に委任規定を設けた上で、詳細を別規定に定めた例**

　就業規則本体に委任の根拠を定め、これに基づいた別規定を定めています。この場合、別規定も就業規則に含まれます。

※　相談窓口の担当者については、別途定めた上で周知する必要がある旨ご留意ください。

|  |
| --- |
| 第□条　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの禁止  　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、第○条（服務規律）及び第△条（懲戒）のほか、詳細は「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に関する規定」により別に定める。 |

**－　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に関する規定　－**

（目的）

第1条　本規定は、就業規則第□条及び男女雇用機会均等法、育児･介護休業法に基づき、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するために従業員が遵守するべき事項並びに妊娠・出産・育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定める。

（定義）

第２条　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、労働者の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により労働者の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性労働者の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

　職場とは、勤務部店のみならず、従業員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

（禁止行為）

第３条　すべての従業員は、他の従業員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次に掲げる行為をしてはならない。

　①部下の妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動

　②部下又は同僚の妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

　③部下又は同僚が妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

　④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動

　⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

２部下である従業員が妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

（懲戒）

第４条　次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。

　①第３条第１項を行った場合

　　　就業規則第▽条第１項①から④までに定めるけん責、減給、出勤停止又は降格

　②前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合

就業規則第▽条⑤に定める懲戒解雇

（相談及び苦情への対応）

第５条　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は本社及び各事業場で設けることとし、その責任者は人事部長とする。人事部長は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

２　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの被害者に限らず、すべての従業員は妊娠・出産・育児休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談及び苦情を窓口担当者に申し出ることができる。

３　対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、本社においては人事部長へ、各事業場においては所属長へ報告する。報告に基づき、人事部長又は所属長は相談者の人権に配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の従業員等に事実関係を聴取する。

４　前項の聴取を求められた従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

５　対応マニュアルに沿い、所属長は人事部長に事実関係を報告し、人事部長は、問題解決のための措置として、第４条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

６　相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

（再発防止の義務）

第６条　人事部長は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附則　平成○年○月○日より実施